# 申告が始まります

# 確定申告

利なe‐Taxをご利用ください。 寄税務署窓口に持参、 でお早めに提出願います。また、便 「確定申告書」は、 自分で作成し、名 または、郵送

確定申告指導・申告書の受付期間 ■贈与税 所得税 2月2日月~3月16日月 2月16日月~3月16日月

|消費税等 3月31日火まで

申告会場・時間 **6**0165422157 9時~17時 (土・日・祝日を除く) 名寄税務署2階会議室

# 所得税の確定申告が必要な方

①公的年金などの収入金額のほかに 場合は、 ど以外の所得金額が20万円以下の 的年金などの収入金額が400万 あり、 20万円を超える所得がある方、年 税の申告が必要な場合があります) 円以下であり、かつ、公的年金な 方や事業所得、不動産所得などが 金収入金額が400万円を超える 所得税の納税額がある方(公 確定申告不要ですが、 市民

③給与を2カ所以上から受けている ②年末調整した給与以外の所得が20 万円を超える方 年末調整を受けなかった

④源泉徴収された税金や予定納税し 合計金額が20万円を超える方 給与の収入金額と給与所得以

付申告をする方 た税金が納めすぎになっていて還

⑤雑損失や株式の損失など、翌年以 降に繰り返すことができる損失が ある方

### 民税の申告

がある場合は来庁ください。 申告が必要と思われる方には「案内 送付されなかった方でも申告の必要 で、「案内ハガキ」と関係書類を持 参してください。「案内ハガキ」が ハガキ」で相談日をご案内しますの 住民税の申告相談を開催します。

### 申告受付期間 2月16日月~3月16日月

申告場所 一税務課市民税係

地域住民課総務税務係 (名寄庁舎2階)

※申告の受付は土・日・祝日を除く 風連庁舎1階)

※申告受付資料などの都合により、 舎での申告をお願いします。 住所が「名寄市風連町」の方は風 連庁舎で、それ以外の方は名寄庁

# 申告に必要なもの

外の

②給与・年金などの源泉徴収票 ①案内ハガキ、印鑑 本) 、報酬・料金等の支払調書 (原

③営業所得等がある場合は収支計算 書および仕入れ、売上、必要経費 告をお願いします) 届いていない場合は税務署での申 等の明細書(なお「案内ハガキ」が

④生命保険、地震保険、平成18年以 前契約の長期損害保険等の控除証

⑤医療費 (薬代含む) 等の領収書およ 填された金額のわかるもの び生命保険や高額療養費などで補

※公的年金から天引きの社会保険料 ⑥社会保険料〔国民年金保険料等の 控除証明書、各種健康保険料 介護保険料等の領収書など

⑦身体障害者手帳、障害者控除対象 料控除となります。 は当該年金受給者本人の社会保険 者認定書、 療育手帳、 精神保健

⑧所得税の還付申告の場合は振込先 口座のわかるもの

# 住民税の決定について

の方(住民税を給与天引きされる方) 税額が決定するのは、給与特別徴収 今回の申告により平成27年度住民

> がありますので、ご了承ください。 伝えした住民税額が変更となる場合 を加えて計算するため、 になります。 年金特徴で支払う方) は6月10日頃 税を納付書払いもしくは口座振替、 が5月10日頃、 申告していない収入があればそれ 申告時にお

### 人市・道民税の 非課税限度額

	, , , ,	III 200 120		7113
本人と 扶養親族等 の合計人数 (注 1)	65歳以上の方 (昭和25年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方 (昭和25年1月2日以降生まれ)	
	一人的生み空の正	公的年金等の 収入のみの場合 (収入金額)	公的年金等の所 得と他の所得の 合計(所得金額)	公的年金等の 収入のみの場合 (収入金額)
1人	28万円	1,480,000円	28万円	980,000円
2人	73万円	1,930,000円	73万円	1, 473, 334円
3人	101万円	2, 210, 000円	101万円	1,846,667円
4人	129万円	2, 490, 000円	129万円	2, 220, 000円

本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の 合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

それ以外の方(住民

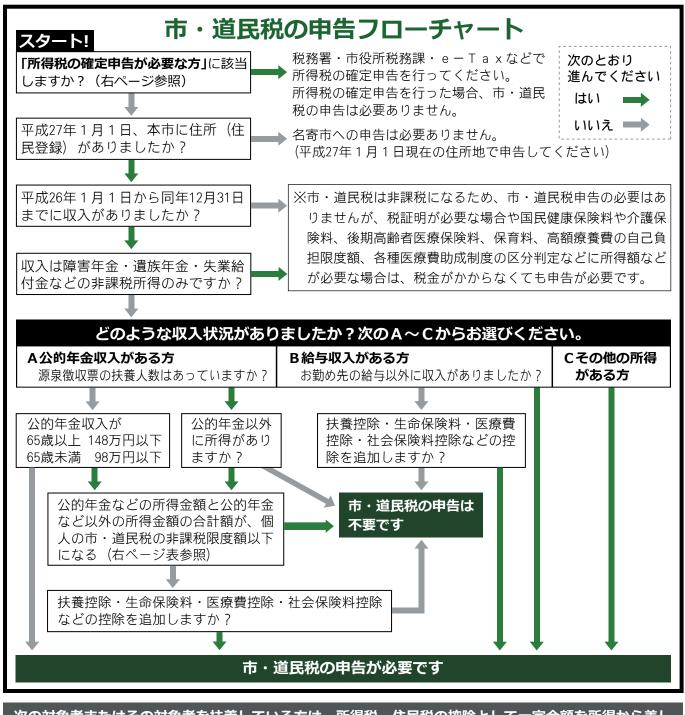
20

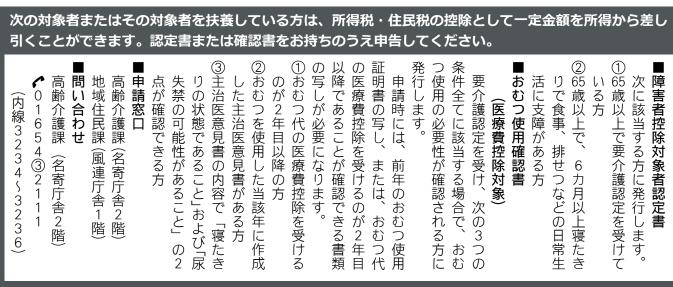
問い合わせ

税務課市民税係(名寄庁舎2階)

0165432111

(内線3201~3203)





控除限度額

所得税の課税総所得金額等

所得税の課税総所得金額等

所得税の課税総所得金額等

×5%(最高97,500円)

×5%(最高97,500円)

× 7 % (最高136,500円)

用されます。

### 確定申告が始まります

### 平成27年度から適用されるおもな変 個 人・住民税の税制改正

# 更点について

## |個人住民税の住宅借入金等特別控 除の延長・拡充

税率の20パーセント(所得税15パー たが、平成26年1月1日以後は本則 ト」) の軽減税率が適用されていまし 税7パーセント、 年12月31日まで10パーセント 係る税率は、 セント、住民税5パーセント) が適 ■上場株式等の譲渡所得および配当 所得等に係る軽減税率の廃止 場株式等の配当・譲渡所得等に 特例措置により平成25 住民税3パーセン

■非課税口座内の少額上場株式等に 非課税措置の創設 係る配当所得および譲渡所得等の

とすることとされました。 および譲渡所得等について、 年以内に支払を受けるべき配当所得 規投資額で100万円を上限に、5 設した非課税口座において、 に金融商品取引業者等の営業所に開 毎年新 非課税

居住年月日

~平成25年12月31日

平成26年1月1日

平成26年4月1日

~平成29年12月31日

~ 3月31日

平成26年から平成35年までの各年

### 玉

# 民健康保険のお知らせ

### について 高額療養費と確定申告(医療費控除 |高額療養費の手続きには領収書が

が必要ですので紛失にご注意くださ 付していますが、手続きには領収書 月から約3カ月後に手続き案内を送 高額療養費の該当世帯には、 必要です

■12月診療分の高額療養費につい 支給手続きをI ー医療費控除の前に高額療養費の 7

申告対象です。 確定申告で医療費控除を受ける場 1月から12月までの支払い分が

ら確定申告をお願いします。 続きは、2月下旬に案内する予定で なお、 12月診療分の高額療養費の支給手 医療費控除で領収書を使用する 確定申告前にお問い合わせくだ 支給の対象で案内が来ない場合 払い戻しの手続きが済んでか 案内が遅れる場合がありま

一問い合わせ 市民課国保高齢医療係

016543211 (名寄庁舎1階) 内線3116 1

※平成26年4月から平成29年12月ま

除を受けることができます。

での控除限度額は、

住宅の取得対

金額です。

消費税等の税額が、

8パーセント

または10パーセントである場合の

価の額または費用の額に含まれる

一問い合わせ

税務課市民税係(名寄庁舎2階)

016543211

内線3201~3203

※個人住民税の住宅借入金等特別控

改正前

改正 後

ORO

現行

除は、所得税額から控除しきれな

場合に、限度額以下の範囲で控

### 広報なよろの有料広告を募集します

お店のPRや事業のご案内などにぜひご活用ください。

### 掲載位置

お知らせページ(5段組)の最下段

### 広告のサイズと価格

1号広告

【サイズ】縦45mm×横90mm 【価格】 1万5,420円 2号広告

【サイズ】縦45mm×横180mm【価格】2万2,620円

広告掲載要綱・広告掲載基準などを順守し、次の① ②すべてに該当する場合

①市内に本店・支店などがある事業所(法人・個人) ②市税の滞納がない

### 掲載できないもの

法令などに違反するもの、公序良俗に反するもの、 政治活動・宗教活動に関するもの、意見広告または 個人の宣伝など

### 申し込み・問い合わせ

申込方法や掲載要綱などについてご連絡ください。 総務部企画課 広報推進係

◆01654③2111 (内線3307)